

姫路市条例第 3 号

平成 30 年 3 月 28 日

姫路市長 石見利勝

姫路市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例を公布する。

姫路市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例

(設置)

第1条 市立小学校及び市立中学校の望ましい学校規模及び将来における適正配置に関する姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するため、姫路市立小中学校適正規模・適正配置審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、基本方針の策定について必要な事項を調査審議し、教育委員会に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 各種団体から推薦された者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
 - 3 会議は、委員の総数の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
 - 4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。
 - 6 審議会は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求める意見又は説明を聴取することができる。

(部会)

- 第6条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(守秘義務)

- 第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

- 第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

- 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この条例は、第2条の規定による答申が行われた日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。